

# いわちゃん ポスト



岩井やすのりの県政かわら版

## 千葉県議会議員



# 岩井やすのり

**プロフィール** 1970年(昭和45年)生まれ 48歳  
早稲田大学大学院 政治学研究科修了  
H27年 千葉県議会議員 2期目当選  
県土整備常任委員、県視覚障害者協会評議員

## 岩井やすのり 議員事務所

TEL: 0476-36-7799

HP: <http://www.iwai-y.jp> メール: [mail@iwai-y.jp](mailto:mail@iwai-y.jp)

印旛郡栄町安食台 2-26-23(栄町役場前大山ビル 2F)

## 成田イオン前渋滞対策 年度内に右折レーン延長へ

週末を中心として、国道 408 号から商業施設への右折車両が数珠つなぎ状態になってしまう「成田イオン前渋滞」。岩井は9月県議会一般質問にてこの問題を取り上げ、年度内に関係する2つの交差点の右折レーンの延長が行われることとなりました。

### ●北千葉道路開通で、イオン前渋滞深刻化の懸念



HUMAX シネマズ前の交差点 (成田市ウイング土屋)

成田市にある成田イオンモール前の空港通り (国道 408 号) は、市内でも有数の交通量。成田イオンや周辺に立ち並ぶ家電量販店等の利用客に加え、成田空港やその関係企業に通う通勤者、空港利用者などの車両でごった返しています。

結果、成田イオン前は、週末や朝夕の通勤時間帯を中心に渋滞が慢性化。特に栄町方面へと向かう上り車線については、成田イオンモールやその他商業施設へと向かう右折車両が右折レーンに収まりきらず、直進車両の大きな妨げとなっているのです。

来春には、北千葉道路が土屋交差点近くの成田市押畑地先まで開通の予定となっており、成田イオン前渋滞のさらなる深刻化が懸念される。栄町にとつ



ても成田空港への定時性が確保されなくなれば、定住・移住施策や観光振興施策の妨げともなる大きな問題なのです。

### ●国際文化会館前交差点 右折車線倍の 105m に

9月県議会にてこの問題を取り上げ、成田イオン周辺の早急な渋滞対策を求める岩井に対し、県は年度内に事業着手すると回答。具体的には成田 HUMAX シネマズ (映画館) 前の交差点について、現在 50m となっている右折レーンを 75m に、成田国際文化会館前交差点については、現在 50m となっている右折レーンを 105m にまで延長し、渋滞緩和を図るといふのです。県担当課によれば、年内にも工事発注を行い、年度内 (H31年3月まで) には改良工事が完成する見込みとなっています。

今回、右折レーンが延長されることとなったとはいえ、北千葉道路開通による交通量増も予想され、未だ予断を許さない状況です。2つの交差点の信号サイクルの見直しも併せ、引き続き注視してまいります。

# 障害者向け音訳 ボランティア団体の指定要件を大幅緩和

視覚障害者向けに書籍の音声録音を行う音訳ボランティア。来年1月から「文化庁長官による指定」の手続きが簡素化され、著作権法上の問題なく、著作物の音訳、複製ができるようになることがわかりました。

## ●ボランティアでも、許諾ない音訳は著作権法違反

地元で朗読奉仕というボランティアをされる方から、相談があったのはこの10月のことです。

同氏は、視覚障害者や老人福祉施設入所者向けに書籍等の音訳、複製を無償で行うボランティア団体の一員です。ある時、内部からの指摘により調べたところ、ボランティアといえども許諾ない音訳は著作権法違反であることが判明。以来、「著者の死後50年以上が経過した作品」等の一部書籍しか取り扱えない状況にあり、何か利用者の要望に応える手立てがないかというものでした。

## ●著作権者からの許諾 ボランティアに高いハードル

著作権法上、点字図書館や図書館、養護老人ホーム等の施設が、貸出しや自動公衆送信（音訳データのネット上からのダウンロード）を目的とした音訳が認められる一方、図書館に關与していない地域ボランティアや大学の障害学生支援室等は、音訳に取り組む前に著作権者から許諾を得なければならないこととなっています。しかし、著作権者の連絡先がわからなかったり、複数から許

諾を得なければならなかったりとハードルが高く、とても一般ボランティア団体が行えるものではないのです。

## ●サイト登録のみで音訳が可能に/来年1月から

相談を受け、県や町の担当課、著作権情報センターなど複数に打診してきた中、朗報があったのは文化庁からでした。

これまでも視覚障害者等のための音訳を行う者として、図書館等とともに「文化庁長官により指定された者」も認められてきましたが、技術的能力等に関する要件や複雑な手続きがあり、やはり一般ボランティアにはハードルが高いもの。そこで、新たに視覚障害者等のために音訳を提供する法人（ボランティア団体含む）を典型的に規定し、文化庁による個別指定なしに行えるよう制度改正するというのです。

具体的には、音訳を提供する視覚障害者等の名簿の作成、団体代表者連絡先の公表等の要件を満たせば、指定されたウェブサイトへの登録、掲載のみで音訳事業を行えるようになるというもの。視覚障害者のための音訳を行う技術や経理的基礎があることを前提としながらも、これまでの複雑な手続きが不要になるというわけです。

すでに意見を募るパブリックコメントが開始となっており、来年1月より制度改正となる見込み。相談いただいた方にこの旨をご報告すると大変喜ばれ、ぜひ検討してみたいとのことでした。

視覚障害者が入手できる音訳図書の数に限られており、視覚障害児に必要な学習教材さえ手に入りにくい現状があるといいます。日頃からボランティアで音訳活動をされている方々へ深く感謝するとともに、自らもこれらの環境改善のため働きかけてまいります。



## 音訳ボランティア 団体指定要件を緩和



## 音訳に関する制度改正の流れ

～H21年	点字図書館等の限られた施設で貸し出す場合のみ、著作権者の許諾なく音訳が可能。
H21年～	点字図書館に加え、図書館(学校、国会図書館等含む)、養護老人ホーム等による、貸し出しや自動公衆送信を目的とした音訳が可能になった。
H31年1月～	「文化庁長官による団体指定」の手続きが簡素化され、一般ボランティア団体による音訳が容易に。